

特許
印紙

50,000

特許
印紙

5,000

(55,000円)

作成見本

平成5年12月31日まで
にされた実用新案登録出願
に係る無効審判の場合

審判請求書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判事件の表示

実用新案登録第

号無効審判事件

2. 審判の請求に係る請求項の数 1

3. 請求人

住所(居所) 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話番号 03-1234-1234

ファクシミリ番号 03-1234-1235

氏名(名称) 株式会社オツノ

代表者 乙野太郎

㊞

4. 被請求人

住所(居所) 〒105 東京都中央区銀座5丁目5番5号

氏名(名称) 丹三株式会社

5. 請求の趣旨

実用新案登録第

号考案の請求項1に係

る考案についての実用新案登録を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

6 . 請求の理由

(1) 請求の理由の要約

実用新案法第3条第1項第2号（実用新案法第37条第1項第1号）

| 請求項 | 本件登録実用新案 | 証拠 |
|-------|--|---|
| 1 | A B C | 甲第1号証(.....) ・ 第 頁第 行..... A B 甲第2号証(.....) . 証人 . |
| 理由の要点 | (請求項1) 本件考案は..... | |

(2) 手続の経緯

出 願 平成 年 月 日
 出 願 公 告 平成 年 月 日
 (実 公 平 - 号)
 登 録 平成 年 月 日

(3) 無効審判請求の根拠

本件実用新案登録の請求項1に係る考案はその出願前に日本国内で販売された × 株式会社の Y Z 2 0 0 1 型の 装置に係る考案であるから、実用新案法第3条第1項第1号に規定する実用新案登録出願前に日本国内で公然実施された考案であるので、本件実用新案登録は同法第37条第1項第1号に該当し、無効とすべきものである。

(4) 本件実用新案登録を無効にすべきである理由

本件登録実用新案

本件実用新案登録の請求項1に係る考案は、本件実用新案登録第 号の願書に添付した実用新案登録請求の範囲の請求項1に記載されたとおりの「……」であり、……という作用効果を奏するものである。

先行技術考案が存在する事実及び証拠の説明

甲第1号証は、×株式会社が本件実用新案登録の出願前の 年 月に作成したYZ2001型装置の設計図及びその説明書であり、当該設計図の上図には、××手段(図番13)、××手段に対して するための (図番10)を設けた装置が記載されている。

このYZ2001型装置が上記の設計図と同じ構造を有していたものであることについては、当時の製造責任者であった鈴木 〇〇の証言により立証する。

甲第2号証は、YZ2001型装置のカタログであって、当該カタログの第3頁にはYZ2001型装置が記載されている。また、当該カタログの第6頁には 〇〇年に発行されたものであることが記載されており、YZ2001型装置は 〇〇年 〇月頃から製造、販売されていた事実を示している。

甲第3号証は、 〇〇株式会社の平成3年度の仕入れ帳の写しであり、当該仕入れ帳の第 〇〇頁には、本件考案の出願前の 〇〇年 〇月 〇日、第 〇〇頁には、 〇〇年 〇月××日に、 〇〇株式会社がYZ2001型装置を仕入れ、販売していた記録が記載されている。

そして、この仕入れ帳に記載の 〇〇年 〇月 〇日及び 〇〇年 〇月××日に、 〇〇株式会社がYZ2001型装置を仕入れ、販売していた事実について、証人高橋 〇〇の証言により立証する。

本件登録実用新案と先行技術考案との対比

YZ2001型装置の構成は、甲第1号証及び甲第2号証によると「××手段、…… を設けた装置」である。

YZ2001型装置と本件実用新案登録の請求項1に係る考案とを対比すると、YZ2001型装置の××手段は、本件実用新案登録の請求項1に係る考案の 〇〇手段に、YZ2001型装置の××手段は本件実用新案登録の

請求項 1 に係る考案の 手段……に、各々相当するから、YZ2001 型装置は、本件実用新案登録の請求項 1 に係る考案と同一の構成を有している。

そして、当該 YZ2001 型装置は、甲第 2 号証及び甲第 3 号証に記載された事実によると、本件実用新案登録の出願前に公然と販売されていたものである。

(5) むすび

したがって、本件実用新案登録の請求項 1 に係る考案は、その出願前に公然実施された考案であるので、実用新案法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する考案に該当し実用新案登録を受けることができないものであり、その実用新案登録は同法第 37 条第 1 項第 1 号に該当し、無効とすべきである。

7. 証拠方法

(1) 書証

甲第 1 号証

YZ2001 型装置の設計図及びその説明書であり、同装置が × × 手段、及び × × 手段に対して するための を設けていることを証明する。

甲第 2 号証

YZ2001 型装置のカタログであり、同装置が平成 年 月頃から製造、販売されていた事実を証明する。

甲第 3 号証

株式会社の平成 年度の仕入れ帳の写しであり、平成 年 月 × × 日に、 株式会社が YZ2001 型装置を仕入れ、販売していたことを証明する。

(2) 証人

鈴木

東京都 区 一丁目 1 番 1 号

× 株式会社 部長

鈴木 氏は、 年当時の × 会社の製造責任者であり、YZ2001 型装置が甲第 1 号証の設計図と同じ構造を有していたものであることを証明する。尋問事項は、別添尋問事項書に記載の通りである。

高橋

埼玉県 市 一丁目1番1号

株式会社 課長

高橋氏は、甲第3号証の仕入れ帳に記載の 年 月 日ないし
年 月××日当時の 株式会社の仕入れ、販売の担当者であり、
株式会社が当時、YZ2001型装置を仕入れ、販売していた事実につい
て証明する。尋問事項は、別添尋問事項書に記載の通りである。

8 . 添付書類の目録

| | |
|-------|------------|
| 甲第1号証 | 正本1通及び副本2通 |
| 甲第2号証 | 正本1通及び副本2通 |
| 甲第3号証 | 正本1通及び副本2通 |
| 尋問事項書 | 正本1通及び副本2通 |
| 審判請求書 | 副本2通 |

尋 問 事 項 書

(平成 年 月 日)

特許庁審判長 殿

1 審判の番号 無効

-

2 請求人

住所(居所) 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話番号 03 - 1234 - 1234

ファクシミリ番号 03 - 1234 - 1235

氏名(名称) 株式会社オツノ

代表者 乙 野 太 郎 印

3 証人 鈴木

4 尋問事項

- (1) 年当時の証人の職業について
- (2) 証人と甲第1号証の設計図との関係について
- (3) 甲第1号証の設計図とYZ2001型装置との関係について
- (4) YZ2001型装置の構造について
- (5) その他関連事項について

5 尋問に要する見込みの時間

30分

尋 問 事 項 書

(平成 年 月 日)

特許庁審判長 殿

1 審判の番号 無効 -

2 請求人

住所(居所) 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話番号 03 - 1234 - 1234

ファクシミリ番号 03 - 1234 - 1235

氏名(名称) 株式会社オツノ

代表者 乙野太郎 印

3 証人 高橋

4 尋問事項

(1) 年当時の証人の職業について

(2) 証人と甲第3号証の仕入れ帳との関係について

(3) 甲第3号証の仕入れ帳に記載の、年 月 日ないし

年 月××日当時に仕入れた装置はどのような名称及び構造の装置
でしたか

(4) 当時仕入れた装置は、甲第1号証の設計図に記載された××手段、及び
××手段に対して するための を設けているものでしたか

(5) その装置は、その後どのように扱われましたか

(6) その他関連事項について

5 尋問に要する見込みの時間

45分